

令和4年7月20日 資料No.2  
建設常任委員会

再開発担当

虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合の設立認可について



発行 東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施（三件）……………一
- 生活文化スポーツ局計量検定所検査課……………一
- 市街地再開発組合の設立認可（三件）……………二
- 都市整備局市街地整備部再開発課……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
- 環境局環境改善部化学物質対策課……………三
- 令和四年度管理容器資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………四
- 福祉保健局健康安全全部健康安全課……………四
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…八
- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………九
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…九

告示

- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）…二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………（同）…二
- 排水設備工事責任技術者資格試験の実施……………（下水道局）…二

東京都告示第九百六十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 東大和市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和四年七月二十五日から同年八月十七日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所
  - (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
  - (二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

東京都告示第九百六十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 西東京市
  - 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
  - 三 検査期日 令和四年八月一日から同年九月二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
  - 四 検査場所
    - (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
    - (二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
  - 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
- 東京都告示第九百六十八号
- 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 練馬区及び江戸川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和四年八月一日から同年十月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第九百六十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき白金一丁目西部中地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称 白金一丁目西部中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区 港区白金一丁目及び白金三丁目各区内

四 事務所の所在地 港区南麻布二丁目十四番十三号 麻布山口ビル四階

五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日

六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日

●東京都告示第九百七十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称 虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合  
二 事業施行期間

令和四年六月二十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区 港区虎ノ門一丁目地内

四 事務所の所在地 港区西新橋一丁目八番四号

五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日

六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日

●東京都告示第九百七十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称 赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合  
二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十一年三月三十一日まで

# 虎ノ門一丁目東地区の街づくりについて

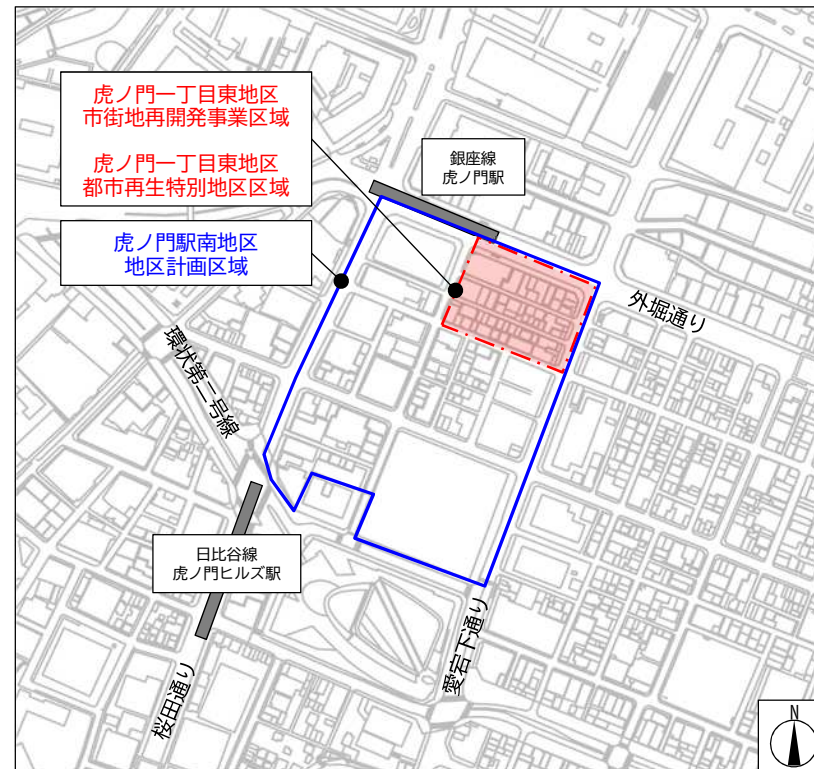
## 1 計画地の位置・地区の概要

虎ノ門一丁目東地区は港区の北東部に位置し、地区北側は東京メトロ銀座線の主要駅である虎ノ門駅に隣接しており、補助線街路第1号線（外堀通り）、放射第21号線（愛宕下通り）、特別区道第1011号線、特別区道第1166号線に囲まれた約1.1haの区域です。

銀座線虎ノ門駅は、施設や設備の老朽化が進行しており、バリアフリー対応も不十分な状況であるほか、周辺地区における今後の開発の進展に対応する機能増進が急務となっています。また、地区内には旧耐震建物が多く、防災性に課題を有するほか、細分化した敷地が集積し、幅員の狭い2本の区画道路が存在するため、土地の有効な高度利用が困難となっています。

当地区を含む虎ノ門駅南地区では、整備が段階的に進められており、当地区においては、先行する周辺開発と連携して地下鉄銀座線虎ノ門駅のさらなる機能拡充（滞留空間・歩行者ネットワーク等）を行うことで、将来的な開発動向も見据えた都市基盤整備に大きく貢献します。

【位置図】



出典：国土地理院ウェブサイト (https://www.gsi.go.jp)  
※基盤地図情報を加工して作成

## 2 これまでの主な経緯

- 平成24年12月 虎ノ門一丁目 まちづくりを考える会 開始
- 平成25年10月 虎ノ門駅南地区 しゃれ街勉強会 開始
- 平成26年8月 虎ノ門駅南地区街並み再生方針 策定
- 平成26年11月 虎ノ門一丁目東地区 地権者意見交換会 開始
- 平成27年7月 虎ノ門一丁目東地区 市街地再開発準備組合設立
- 令和3年6月 虎ノ門駅南地区地区計画の都市計画変更  
虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定
- 令和4年6月 虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合設立

## 4 整備する主な公共施設等

区分	名称	面積及び幅員	延長	備考
主要な公共施設	広場	面積 約800㎡	—	新設 階段・昇降機等を含む
	地上駅前広場2号	面積 約1,500㎡	—	新設 階段・昇降機等を含む
	地下駅前広場2号	面積 約1,000㎡	—	新設(地下) 階段・昇降機等を含む
地区施設	歩道状空地6号	幅員 約0.5m	約30m	新設
	歩道状空地7号	幅員 約1.0m	約25m	新設
	貫通路1号	幅員 約6.0m	約25m	新設
	貫通路2号	幅員 約6.0m	約70m	新設 階段・昇降機等を含む

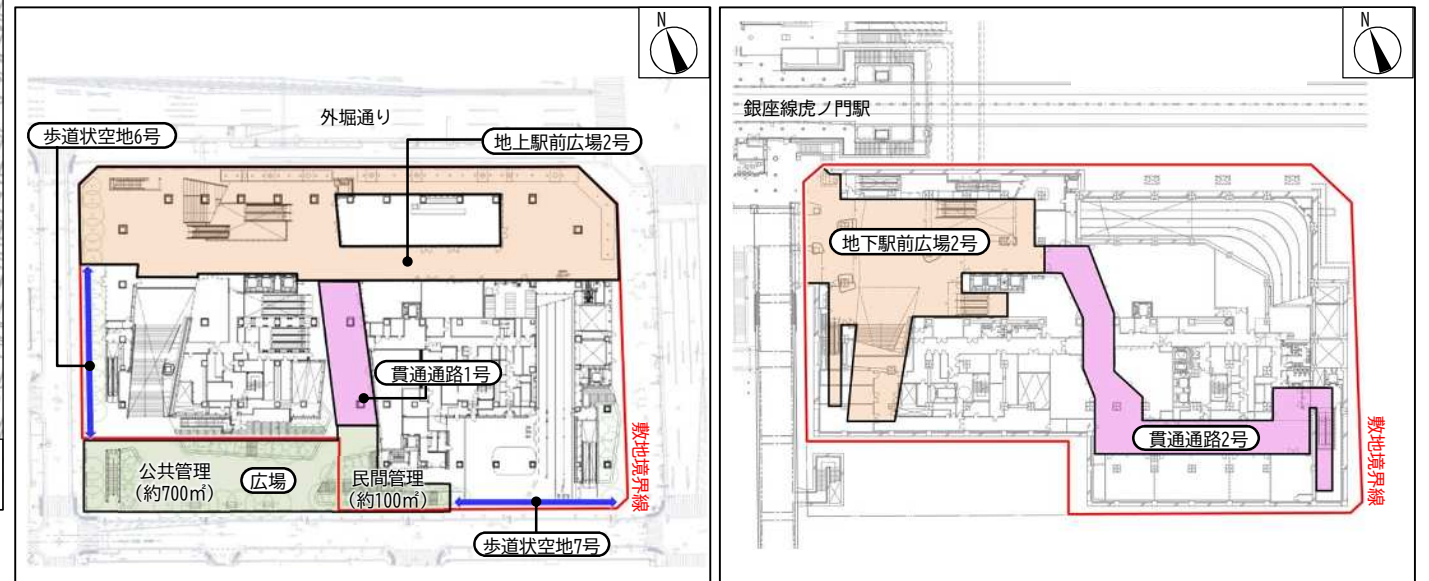
## 3 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年度 権利変換計画認可
- 令和5年度 工事着手
- 令和8年度 工事完了

## 5 施設建築物の概要（予定）

敷地面積	約6,400㎡	主要用途	事務所、店舗、ビジネス支援施設、駐車場等
建築面積	約5,250㎡	階数	地上29階、地下4階
延べ面積	約120,700㎡	建築物の高さ	約180m

■配置計画（案）



■イメージパース



地下駅前広場のイメージ



広場のイメージ（南西方面より）



イメージパース（北西方面より）